

C コース 顧問契約コース

A コース（労働保険手続業務）B コース（社会保険手続業務）に加え、採用から退職までの労務管理、変形労働時間制などの相談、助言と就業規則作成・変更が含まれます。

就業規則を作成することは社長の思いを社員さんに伝える重要なツールである他、労使間の紛争予防、職場秩序の維持など会社を円滑に運営するために必ず必要なものであるからこそ別料金とせずに顧問料の範囲内で作成します。

また、法改正が実施されたら、その内容に合わせて就業規則を変更する必要があります。就業規則を法改正に応じて変更していないと思わぬトラブルに巻き込まれ対抗出来ないことがあることから当事務所では就業規則の変更も顧問料の範囲内で行います。

（就業規則本則、育児・介護規程、基本的な賃金規程が含まれます。その他の規程は含まれません。）

人数	2人以下	4人以下	5～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～69	70～89	90～109	110～139	140～169	170～199
月額(税込)	21,600	32,400	37,800	43,200	54,000	64,800	75,600	86,400	97,200	108,000	129,600	151,200	172,800